刈谷市緊急輸送道路等沿道建築物耐震改修費等補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、地震発生時において沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な輸送路及び避難路を確保するため、緊急輸送道路等沿道建築物の耐震改修及び除却（以下「耐震改修等」という。）を実施するものに対し交付する刈谷市緊急輸送道路等沿道建築物耐震改修費等補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和４４年規則第２９号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）第一次緊急輸送道路　刈谷市地域防災計画の緊急輸送道路・主要避難道路網図（以下「道路網図」という。）において第一次緊急輸送道路として位置付けられた道をいう。

（２）第二次緊急輸送道路　道路網図において第二次緊急輸送道路として位置付けられた道をいう。

（３）市指定緊急輸送道路等　道路網図において市指定緊急輸送道路、災害時連絡道路又は主要避難道路として位置付けられた道をいう。

（４）緊急輸送道路等沿道建築物　次のいずれにも該当するものをいう。

ア　昭和５６年５月３１日以前に着工されたもの

イ　建築物のいずれかの部分の高さが、当該部分から緊急輸送道路等（第一次緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路及び市指定緊急輸送道路等をいう。以下同じ。）の境界線までの水平距離に、当該緊急輸送道路等の幅員が次に掲げる場合に応じ、それぞれ定める距離を加えたものに相当する高さを超えるもの

（ア）１２メートル以下の場合　６メートル

（イ）１２メートルを超える場合　緊急輸送道路等の幅員の２分の１に相当する距離

　（５）耐震診断　建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２条第２項から第４項までに規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士が、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成１８年国土交通省告示第１８４号。以下「基本方針」という。）に基づき建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適正に評価することをいう。

　（６）耐震改修　耐震診断の結果、地震に対して安全な構造（基本方針に規定する安全な構造をいう。以下同じ。）でないと判断された緊急輸送道路等沿道建築物について建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第１７条第３項の規定に基づき特定行政庁から建築物の耐震改修計画の認定（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項第４号に規定する建築物である場合は、一般財団法人愛知県建築住宅センター又はそれと同等の専門的機能を有する機関の評定）を受けた上で行う耐震改修工事をいう。

（７）除却　耐震診断の結果、地震に対して安全な構造でないと判断された緊急輸送道路等沿道建築物を除却する工事をいう。

（８）施行者　緊急輸送道路等沿道建築物の所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号）第３条若しくは第６５条に規定する団体又は同法第４７条第１項（同法第６６条において準用する場合を含む。）に規定する法人（以下「管理組合」という。）を含む。）その他市長が認めるものをいう。

（９）市街地整備事業　街づくりに資する市街地の整備に係る事業で、交通の安全の確保及び円滑化、住生活の安定の確保及び向上、都市環境の改善等を図るものとして市長が認めるものをいう。

（１０）代理受領　耐震改修等を施工した業者（以下「施工業者」という。）が、第６条の規定により補助金の交付の決定を受けたもの（以下「補助決定者」という。）の同意に基づき、当該耐震改修等に要した経費の額から当該決定を受けた補助金の額（第９条の規定による承認を受けた場合は、当該承認を受けた額）を控除した額を請求し、当該補助決定者に代わり補助金を受領することをいう。

　（補助の対象）

第３条　施行者が緊急輸送道路等沿道建築物の耐震改修等を実施する場合で、次のいずれにも該当し、当該年度内に耐震改修等が完了するもの（全体設計の承認を受けたものを除く。）を補助の対象とする。ただし、市長が適当でないと認めたものには補助金を交付しない。

（１）区分所有された住宅の場合は、管理組合で合意形成が図られたもの

（２）建物所有者と使用者等が異なる場合は、所有権等を有するもの全員の同意を得たもの

（３）刈谷市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱（平成１４年１０月１日施行）に基づく補助金の交付を受けていない建築物に係るもの

（４）刈谷市道路後退用地の寄附等に関する補助金交付要綱（平成１７年４月１日施行）に基づく補助金の交付を受けていない建築物に係るもの

（５）刈谷市非木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成２０年４月１日施行）に基づく補助金の交付を受けていない建築物に係るもの

（６）刈谷市老朽空き家除去費補助金交付要綱（令和２年４月１日施行）に基づく補助金の交付を受けていない建築物に係るもの

（７）国又は地方公共団体の用地買収に基づく補償を受けていない建築物に係るもの

（８）この要綱に基づく補助金の交付を受けていない建築物に係るもの（全体設計の承認を受けたものを除く。）

（９）その他国が定める要綱等に適合するもの

　（補助金の額）

第４条　補助金の額は、次の表に掲げるとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助金の額 |
| 耐震改修に要する経費 | 補助対象経費（緊急輸送道路等沿道建築物の延べ床面積に１平方メートル当たり５０，３００円を乗じて得た額を超える場合は、当該額）に、次に掲げる緊急輸送道路等の区分に応じ、それぞれ定める割合を乗じて得た額。ただし、その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、１，８９２万円を限度とする。（１）第一次緊急輸送道路　３分の２（２）第二次緊急輸送道路及び市指定緊急輸 |
|  | 送道路等　５分の２（市街地整備事業に係るものは３分の２） |
| 除却に要する経費 | 補助対象経費（緊急輸送道路等沿道建築物の延べ床面積に１平方メートル当たり５０，３００円を乗じて得た額を超える場合は、当該額）の５分の２（市街地整備事業に係るものは３分の２）の額。ただし、その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、１，８９２万円を限度とする。 |

　（交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとするものは、耐震改修等に着手する前に、緊急輸送道路等沿道建築物耐震改修費等補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）耐震診断の結果報告書の写し

（２）耐震改修の計画認定書又は専門機関の評定通知書の写し

（３）耐震改修等に要する経費の見積書（補助の対象とならない工事を含む場合は、その区別ができるようにしたものに限る。）

（４）補助の対象を明示した図面（案内図、配置図、平面図、立面図、断面図、建築設備図、関係図面等）

（５）施行者が管理組合である場合は、組合規約及び耐震改修等の実施に係る議決書

（６）建物所有者と使用者等が異なる場合は、所有権等を有するもの全員の同意を得たことを証する書面

（７）建築年次を確認することができる建物の物件証明書又はこれに類するもの

（８）現況写真

（９）その他市長が必要と認めるもの

　（交付の決定）

第６条　市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、緊急輸送道路等沿道建築物耐震改修費等補助金交付決定通知書（様式第２号）により当該申請書を提出したものに通知するものとする。

　（着手の届出）

第７条　補助決定者は、耐震改修等に着手するときは、緊急輸送道路等沿道建築物耐震改修等着手届（様式第３号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）工事請負契約書の写し又はこれに類するもの

（２）工程表

（３）連絡者リスト（耐震診断業者、設計業者又は工事監理者、施工する業者及び管理組合（耐震改修等に係る建築物に設置されている場合に限る。）の名称又は屋号、所在地、代表者の氏名及び連絡先を記したもの）

　（計画の変更）

第８条　補助決定者は、当該決定に係る内容を変更しようとするときは、緊急輸送道路等沿道建築物耐震改修費等補助金変更承認申請書（様式第４号）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、補助金の受領方法のみを変更する場合は、当該書類の添付を要しない。

（１）変更後の耐震改修の計画認定書又は専門機関の評定通知書の写し

（２）変更後の耐震改修等に要する経費の見積書（補助の対象とならない工事を含む場合は、その区別ができるようにしたものに限る。）

（３）その他市長が必要と認めるもの

　（変更の承認）

第９条　市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、緊急輸送道路等沿道建築物耐震改修費等補助金変更承認通知書（様式第５号）により当該申請書を提出したものに通知するものとする。

　（耐震改修等の中止）

第１０条　補助決定者は、耐震改修等を中止するときは、緊急輸送道路等沿道建築物耐震改修等中止届（様式第６号）を速やかに市長に提出しなければならない。

　（実績報告）

第１１条　補助決定者は、耐震改修等が完了したときは、緊急輸送道路等沿道建築物耐震改修等実績報告書（様式第７号）に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

　（１）工事監理報告書

（２）施工状況が分かる写真

（３）耐震改修等に要した経費の領収書の写し又はこれに類するもの（補助の対象とならない工事を含む場合には、その区別ができるようにしたものに限る。）

（４）変更後の工事請負契約書の写し又はこれに類するもの（変更があった場合に限る。）

（５）その他市長が必要と認めるもの

２　補助決定者は、代理受領を選択する場合は、前項第３号に掲げる書類に代えて、次に掲げる書類を添付するものとする。

（１）緊急輸送道路等沿道建築物耐震改修費等補助金代理請求及び代理受領同意書（様式第８号）

（２）耐震改修等に要した経費の額から第６条の規定による決定（第９条の規定による承認を受けた場合は、当該承認）を受けた補助金の額（以下「補助決定額」という。）を控除した額の領収書の写し又はこれに類するもの（補助の対象とならない工事を含む場合には、その区別ができるようにしたものに限る。）

（請求及び補助）

第１２条　市長は、前条第１項の報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助決定者からの請求により補助決定額を支払うものとする。

２　市長は、前項の規定にかかわらず、代理受領を認めた場合は、施工業者からの請求により補助決定額を支払うものとする。

（全体設計の承認）

第１３条　複数年度にわたる耐震改修等について補助金の交付を受けようとするものは、初年度の補助金の交付申請前に、緊急輸送道路等沿道建築物耐震改修等全体設計承認申請書（様式第９号）を市長に提出し、耐震改修等に要する経費の総額、事業の完了予定時期等について、承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該申請書を提出したものに通知するものとする。

３　前２項の規定は、全体設計の承認を受けたものが当該承認に係る内容を変更する場合について準用する。この場合において、第１項中「初年度の補助金の交付申請前に、」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

　　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和６年３月３１日限り、その効力を失う。

　　　附　則

　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定は、平成２８年３月２８日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定は、平成３１年３月２９日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。